

IV 自動車共済金請求関係

【事案Ⅳ－１】搭乗者傷害共済金請求

・平成 28 年 6 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人の妻が平成 13 年 11 月の交通事故により頸椎を受傷し、その翌々日から翌年 7 月まで通院治療を行った。平成 18 年 2 月に事故の相手方との間で示談が成立したので、同年 11 月に被申立人に対し、搭乗者傷害特約の治療共済金を請求したが、交渉が進展しないため、当該共済金の支払いを求めて裁定の申立てに及んだもの。共済金請求権の消滅時効（約款により時効期間 2 年）の成否が論点。

<申立人の主張>

自動車共済の搭乗者傷害共済金として 565,000 円を申立人に支払え、との判断を求める。

(1) 申立人は平成 13 年 11 月、交通事故により頸椎を受傷した。このため、申立人はその翌々日から平成 14 年 7 月まで通院治療を行った。

被申立人に対しては、平成 14 年 1 月に事故発生を通知した。この際、被申立人の担当者から示談が終了したら治療共済金を請求してほしいと依頼された。

その後、平成 17 年 5 月に示談が長引いている旨、被申立人に連絡した。その際、時効等の問題はないと説明を受けた。

平成 18 年 2 月に示談が成立したため、同年 11 月に被申立人に対し搭乗者傷害共済金の請求を行った。

(2) しかし、被申立人は弁護士に対応を一任し、当事者としての対応をしてくれなかった。被申立人は速やかに共済金を支払うべきである。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

(1) 搭乗者傷害共済金の支払については、平成 18 年 12 月に請求権者に対し、支払額の提示及び請求方法等について連絡をした。しかし、その後申立人から裁判上の請求等はなく、平成 20 年 12 月に時効期間を満了した。

(2) そして被申立人は、平成 26 年 11 月付の申立人宛文書で時効を援用した。これは同年同月 29 日に申立人に到達した。これにより、申立人の搭乗者傷害共済金請求権は、時効により消滅している。

- (3) なお、被申立人の職員が、申立人に対し時効期間満了後に時効を援用しない旨の発言を行った事実はない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人及び被申立人から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 被申立人代理人弁護士は、平成 18 年 12 月に申立人に到達した文書において、本件交通事故に係る本件特約に基づく共済金として 8 万円を支払うことを提案しており、少なくとも同額の共済金請求権の範囲について消滅時効完成後の債務承認があったと解される。

- (2) そして、平成 18 年 12 月から 2 年間が経過した平成 20 年 12 月に、上記承認に係る共済金請求権について消滅時効が完成した。

また、本件交通事故に係る本件特約に基づく治療共済金請求権の債務者である被申立人代理人弁護士は、本件交通事故に係る本件特約に基づく共済金請求権について消滅時効を援用する意思表示をし、同意意思表示は、平成 26 年 11 月に債権者である申立人に到達した。

- (3) 申立人は、被申立人が本件交通事故届を受け付けた後に、被申立人の担当者が、被申立人側の都合で損害賠償の示談後に本件特約に基づく共済金を請求して欲しいと依頼しているので、消滅時効の問題はないと説明したと主張するが、申立人のこの主張は、債務者である被申立人が消滅時効完成前に時効利益を放棄したというに等しく、民法第 146 条に反して許されない。

仮に、被申立人の担当者の上記説明をもって当該説明時点までに経過した期間の時効利益を放棄するものと解するとしても、当該説明時が損害賠償の示談成立時である平成 18 年 2 月より後になることはありえないから、時効利益放棄の効果発生日が同日よりも後になることはなく、前記のとおり消滅時効が再度完成した平成 20 年 12 月までに 2 年以上が経過していることは明らかである。

また、申立人は、消滅時効の中断事由の存在を全く主張しておらず、事実経過からも同事由の存在をうかがうことはできない。

- (4) 以上のとおり、申立人が請求する本件交通事故に係る本件特約に基づく共済金請求権は、消滅時効により消滅したといわざるを得ない。